

平成 25 年 3 月 23 日

道州制のあり方研究会第1回会合における意見

滋賀大学 北村裕明

1. 道州制の意味するところは、論者によって多様である。この時期に、関西広域連合で道州制を議論するとすれば、これまでの我が国における分権改革をさらに進めるためには、道州制の導入に際してどのような論点があるのかを明確にすることが必要であろう。道州制の導入が、単純に分権改革につながらないことは銘記しておかねばならない。
2. 上記の観点に立てば、現在国が担っている機能と権限の道州への移譲問題がまず問われなければならない。道州制の導入は、国の統治機構そのものの大きな改革なのである。現在国が担っているどの機能を、どのような形態で道州が担うのか、そのことによって基礎自治体の機能遂行がどのように変容し、結果として分権改革を進めることにつながるかを検討する必要がある。そのためには、いくつかの具体的な機能を取り上げて、道州が担った場合のケーススタディを行い、論点を提示することが必要である。
3. そのような検討を通じて、分権改革をすすめるために道州制にはどのようなガバナンスが求められるのかについての論点が明らかとなるであろう。道州は府県以上に広域的となるので、都市部と農村部の利害を適切に調整する仕組みと、道州と基礎自治体との機能と利害を調整する仕組みが必要となる。道州制によって、府県が廃止されるべきかどうかは、新たな道州のガバナンスの仕組みのなかで、どのようにすれば、基礎自治体における自治を強化できるかに依存するであろう。
4. 道州には、独自で十分な税源が必要である。道州にふさわしい税目や、税源についての国と道州と基礎自治体の再配分の検討が必要である。また、道州間の財政調整の仕組みと、基礎自治体の財源保障と財政調整の主たる責任を道州が担うのか国が担うのかについても検討を要する。
5. 河川管理については、道州には、現在の地方整備局の権限を超える意思決定権の実質的な移譲が必要とされる。また基礎自治体の計画と管理への実質的な参加が保障されるガバナンスが求められる。